

アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則（平成 18 年 2 月 1 日 17 消安第 10801 号 消費・安全局長通達）の一部改正
新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
9 輸入検査及び加熱加工処理手続 輸入検査及び加熱加工処理手続は、以下に定めるところによるものとする。なお、「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎の加熱加工処理施設指定要領」（平成 18 年 2 月 1 日付け 17 消安第 10801 号消費・安全局長通達。以下「指定要領」という。）に基づく指定を受けた施設（以下「指定施設」という。）の所在する港とは別の規則第 6 条第 1 項に掲げる港においてばれいしょ生塊茎を輸入し、当該輸入港から指定施設まで輸入したばれいしょ生塊茎を陸路で運搬する場合の輸入検査及び加熱加工処理手続は 13 に定めるところによるものとする。 （１）～（７） （略） （８）植物防疫官は、処理計画書に問題がないと判断された場合には、ばれいしょ生塊茎輸入認可証明書（別記様式 4 の（イ））を交付するものとする。 ただし、<u>植物等</u>輸入認可証印（別記様式 4 の（ロ））を押印した（５）の輸入検査申請書の写しをもってばれいしょ生塊茎輸入認可証明書に替えることができるものとする。 （９） （略） 1 3 別の輸入港の指定施設に陸路輸送する場合の事務取扱い	9 輸入検査及び加熱加工処理手続 輸入検査及び加熱加工処理手続は、以下に定めるところによるものとする。なお、「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎の加熱加工処理施設指定要領」（平成 18 年 2 月 1 日付け 17 消安第 10801 号消費・安全局長通達。以下「指定要領」という。）に基づく指定を受けた施設（以下「指定施設」という。）の所在する港とは別の規則第 6 条第 1 項に掲げる港においてばれいしょ生塊茎を輸入し、当該輸入港から指定施設まで輸入したばれいしょ生塊茎を陸路で運搬する場合の輸入検査及び加熱加工処理手続は 13 に定めるところによるものとする。 （１）～（７） （略） （８）植物防疫官は、処理計画書に問題がないと判断された場合には、ばれいしょ生塊茎輸入認可証明書（別記様式 4 の（イ））を交付するものとする。 ただし、<u>植物</u>輸入認可証印（別記様式 4 の（ロ））を押印した（５）の輸入検査申請書の写しをもってばれいしょ生塊茎輸入認可証明書に替えることができるものとする。 （９） （略） 1 3 別の輸入港の指定施設に陸路輸送場合の事務取扱い

(1) ～ (9) (略)

(10) 輸入港頭地域植物防疫官は、次の事項を確認した上で、ばれいしょ生塊茎輸入認可証明書（別記様式4の（イ））を交付するものとする。

ただし、植物等輸入認可証印（別記様式4の（ロ））を押印した（1）の輸入検査申請書の写しをもってばれいしょ生塊茎輸入認可証明書に替えることができるものとする。

ア～オ (略)

(11) ～ (13) (略)

別記様式4（9関係）

（イ） (略)

（ロ）

（削る。）

(1) ～ (9) (略)

(10) 輸入港頭地域植物防疫官は、次の事項を確認した上で、ばれいしょ生塊茎輸入認可証明書（別記様式4の（イ））を交付するものとする。

ただし、植物輸入認可証印（別記様式4の（ロ））を押印した（1）の輸入検査申請書の写しをもってばれいしょ生塊茎輸入認可証明書に替えることができるものとする。

ア～オ (略)

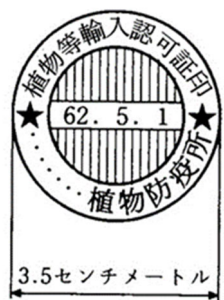
(11) ～ (13) (略)

別記様式4（9関係）

（イ） (略)

（ロ）





備考 (略)

(新設)

備考 (略)